

海外療養費申請に必要なもの

海外療養費を申請される方は、下記のものをご用意ください。

必要書類

- 診療内容の明細書(月別ごとに) ○ 診療内容の明細書の翻訳文(月別ごとに)
【※ 診療内容明細書については、傷病名および医師の署名または記名押印など、漏れがないようご注意ください。】
- 領収明細書(月別ごとに) ○ 領収明細書の翻訳文(月別ごとに)
- 世帯主又は受診者の国民健康保険被保険者証
- 受診日当時の世帯主名義の預金通帳
- 受診者の旅券(パスポート) (氏名等記載欄と渡航記録のページを確認します。)
【※ 渡航記録がICデータ場合、別途、航空券の購入記録等出入国が確認できるものもご準備ください。】
- 同意書

- ※ 翻訳文について
翻訳文には、翻訳者の住所、氏名、電話番号を記載してください。

- ※ 申請時効
治療費を支払ってから2年間で請求できる期間です。

申請先

- 申請場所 郡山市役所国民健康保険課給付係 市役所西庁舎1階
- 申請時間 平日の8時30分から17時15分

注意事項

- 診療日当時に郡山市国民健康保険の資格があることが前提です。
- 「診療内容の明細書」「領収明細書」は、個人ごと医療機関ごと診療月ごとに書いてもらってください。
- 支給対象となるのは、日本で認められている保険診療のみになります。
- 傷病名が不明瞭である場合は、支給対象となりません。(別途、国際疾病分類表を参照ください。)
- 臓器移植など治療目的で海外に渡航した場合は支給対象となりません。
- 算定対象額は、『費用額(レート換算)』と『日本国内における同様の傷病にかかる療養に要する費用』を比較し、低いほうの額が対象額となります。

※不明な点がありましたらお問い合わせください。

郡山市国民健康保険課 給付係

電話:024-924-2141

(平日:8:30~17:15)

(作成日 令和5年10月1日)